

国内外における化学物質にかかる情報伝達の状況

サプライチェーン	欧州				米国						日本							
	REACH		CLP		OSHA		TSCA		FHSA		安衛法		化管法		毒劇法		その他	
	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品	調剤	成形品
川上事業者	義務物質によりSDS・拡張SDS※1		義務(GHSラベル)		義務(SDS・GHSラベル)		義務(SDS)				義務・努力義務(SDS・GHSラベル)		義務・努力義務(SDS・GHSラベル)		義務(SDS・ラベル)			
川中事業者	義務(認可対象候補物質を0.1重量%超含有する場合様式なし)										(原則対象外)		(対象外)		(対象外)			
川下事業者	要求に対して(様式なし)						義務(鉛含有製品のみ)(バンフレット)								義務(SDS・ラベル)			
一般消費者									義務(ラベル※2)									

● 業界自主基準
 → 自主基準(ラベル)
 ● 家庭用品品質表示法
 → 指示・命令(ラベル)

※1 参考:資料3-1 「欧州における情報伝達について」 p.7
 ※2 参考:資料3-2 「米国における情報伝達について」 p.11-12